

# **（仮称）みやざきこどもセンター 基本計画**

**令和7年3月**



## 【目次】

### 第1章 基本計画の位置付け

1. 基本計画の目的..... 1
2. 上位計画及び関連計画との関係..... 1

### 第2章 建設予定地

1. 建設予定地..... 2
2. 敷地利用計画..... 3

### 第3章 こどもセンターの概要

1. 基本理念・基本方針..... 5
2. 基本方針を踏まえた具体的な取り組み..... 6
3. こどもセンターに設置する機関・機能..... 10
4. 職員体制..... 13

### 第4章 施設計画

1. 整備方針..... 17
2. 機能配置の考え方..... 19
3. 諸室構成..... 20
4. 施設計画..... 25

### 第5章 概算整備費及び事業手法

1. 概算整備費..... 29
2. 事業手法..... 31

### 第6章 開設に向けた業務

1. 事業スケジュール..... 32
2. 開設に向けて検討すべき事項..... 32



# 第1章 基本計画の位置付け

## 1. 基本計画の目的

児童相談所及び市町村における児童虐待相談対応件数は、全国的に増加傾向が続いており、痛ましい死亡事例も後を絶ちません。加えて、現代社会の中で、家庭が抱える子育てに関する困難や課題も複雑化・深刻化しており、より専門的できめ細やかな対応が求められているところです。

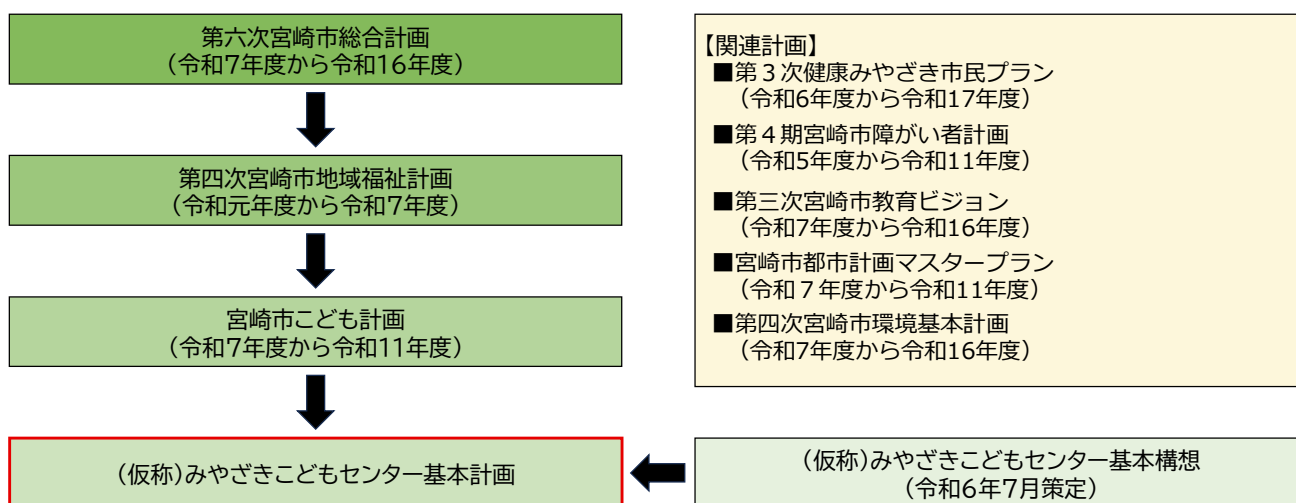
本市は、令和6年7月に「(仮称)みやざきこどもセンター基本構想」を策定し、全ての子どもたちが心身ともに健康に安心して生活し、持てる力を十分に発揮できるよう、子どもたちやその家庭を支援することを目的とした「(仮称)みやざきこどもセンター」(以下、こどもセンターという。)を設置するための基本的な考え方を示しました。

本基本計画は、こどもセンターの役割や設置機関、実施体制、施設整備の諸条件等を定めることを目的として策定したものです。

## 2. 上位計画及び関連計画との関係

基本計画策定にあたっては、本市のまちづくりの指針を明らかにした「第六次宮崎市総合計画」、地域共生社会の実現を目指す「第四次宮崎市地域福祉計画」、本市の子ども施策を総合的に推進することを目的とした「宮崎市こども計画」を上位計画としています。また、令和6年7月に策定した「(仮称)みやざきこどもセンター基本構想」を踏まえつつ、市の児童福祉、子ども・子育て等に関する諸計画に定められている基本理念・目標との一体性をはじめ、関連計画との整合性に留意して策定します。

【図表1】上位計画及び関連計画との関係



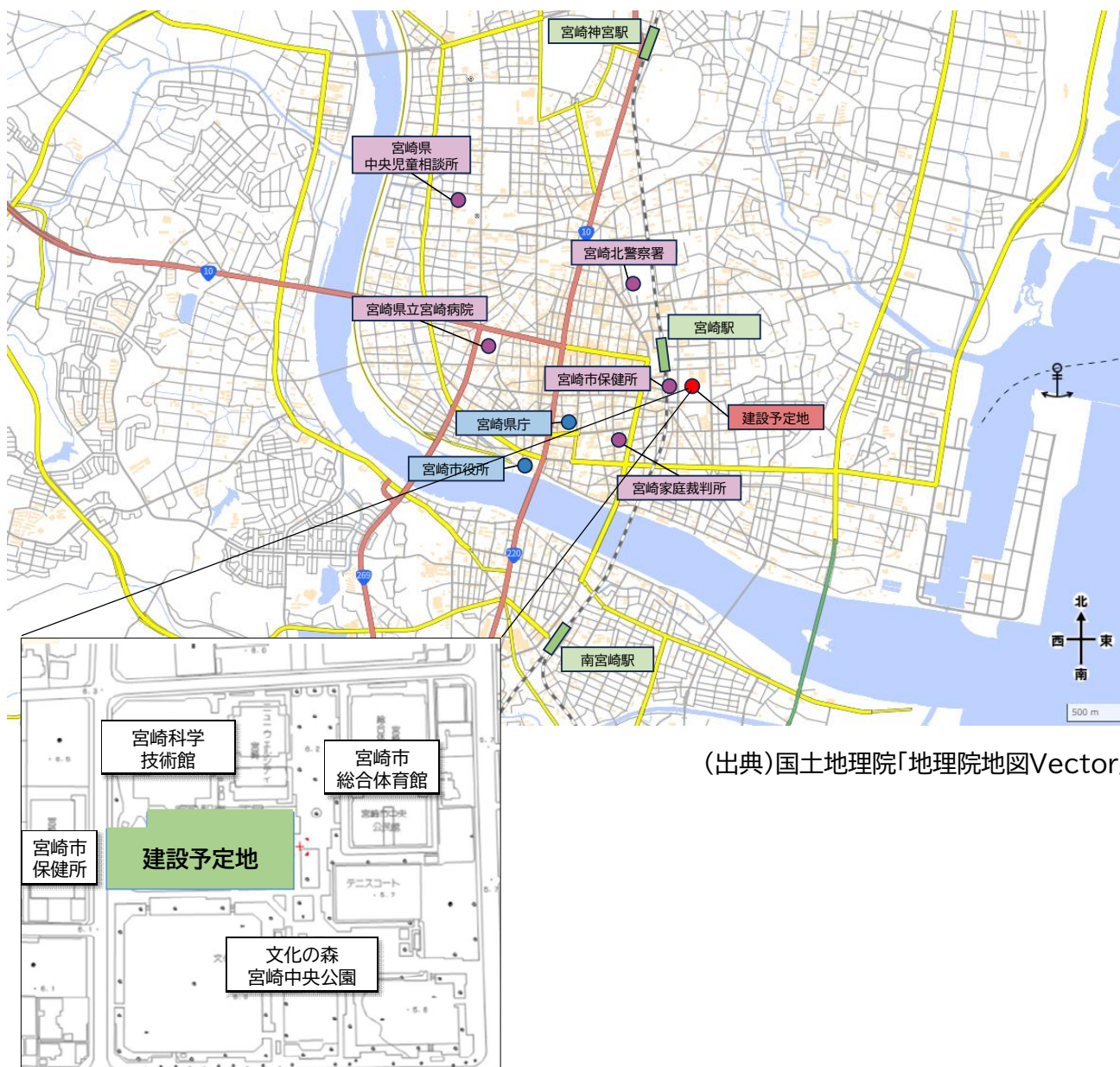
## 第2章 建設予定地

### 1. 建設予定地

建設予定地は市の中央部、宮崎駅から南東に約300mのところに位置します。来所者にとって交通アクセスに優れているとともに、宮崎県、警察、保健所、家庭裁判所等の関係機関も周辺に立地しており、緊密な連携が図れる立地です。

現在、予定地は宮崎科学技術館南側となっており、今後整地工事等を行い、新しい施設を整備します。

【図表2】建設予定地の位置及び周辺施設の立地状況



(出典)国土地理院「地理院地図Vector」

建設予定地の敷地条件は以下のとおりです。

【図表3】建設予定地の敷地条件

|               |                |
|---------------|----------------|
| 所 在 地         | 宮崎駅東一丁目2番2の一部  |
| 敷 地 面 積       | 6,200㎡         |
| 用 途 地 域       | 第二種住居地域        |
| 容 積 率・建 蔽 率   | 容積率200%/建蔽率60% |
| 埋 蔵 文 化 財     | 有(浄土江遺跡)       |
| 洪 水 浸 水 想 定   | 無              |
| 防 火 地 域       | 指定無し           |
| 日 影 規 制       | 高さ10m超の建築物     |
| 立 地 適 正 化 計 画 | 都市機能誘導区域(中核拠点) |

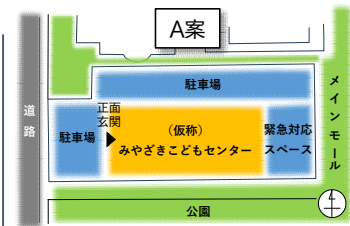
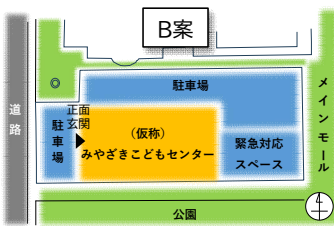
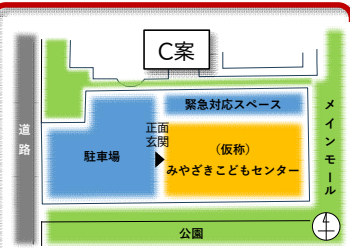
2. 敷地利用計画

(1)敷地ゾーニング

敷地は、西側(保健所側)の宮脇通線に面し東西に延びる形状であるため、宮脇通線からの進入を主動線とし、建物の正面玄関は建物西側に設けます。一般利用者用の駐車場はゆとりある広さを確保します。また、施設特性を踏まえた安全管理の観点から、一般の出入口とは別に緊急時用の出入口を設けるため、その動線・スペースも考慮したゾーニングとします。

以下の3つの案で検討した結果、公園利用者への圧迫感やメインモール通行者の安全性及び施設利用者の利便性の観点から、C案のゾーニングを採用します。

【図表4】敷地ゾーニングの比較

|                             |                                                                                     |                                                                                      |                                                                                       |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |  |  |  |
| 公園に配慮した敷地利用計画               | 敷地外周を緑化(芝生や目隠し用2m程度の低木植栽等)し、隣接する公園に圧迫感を与えない                                         | 敷地外周を緑化(芝生や目隠し用2m程度の低木植栽等)し、隣接する公園に圧迫感を与えない                                          | 敷地外周を緑化(芝生や目隠し用2m程度の低木植栽等)し、隣接する公園に圧迫感を与えない                                           |
| 公園のメインモールの通行者の安全に配慮した敷地利用計画 | 一般駐車場が敷地北側にも伸びてしまい、メインモールを歩行する公園利用者に対して車の動線が近い                                      | 一般駐車場が敷地北側にも伸びてしまい、メインモールを歩行する公園利用者に対して車の動線が近い                                       | 一般駐車場をできるだけ西側に寄せて、メインモールを歩行する公園利用者との距離を確保する                                           |
| 施設利用者の利便性に配慮した敷地利用計画        | 一般駐車場がゆとりをもって配置できず、西側正面玄関まで一定の距離が生じてしまう                                             | 一般駐車場がゆとりをもって配置できず、西側正面玄関まで一定の距離が生じてしまう                                              | 一般駐車場がゆとりをもって配置でき、西側正面玄関に近接している                                                       |

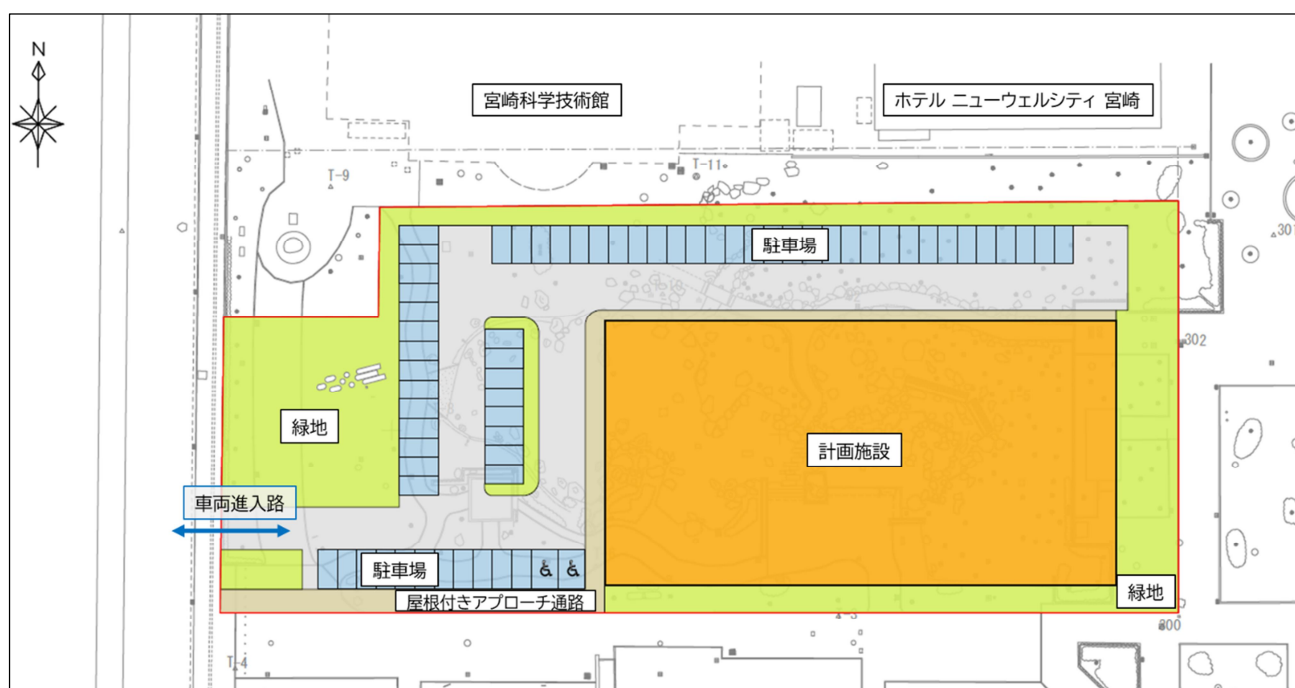
## (2) 敷地利用計画

(1)の敷地ゾーニングを踏まえた、具体的な敷地利用計画は下図のとおりです。

車両のアプローチは敷地西側の宮脇通線からとし、動線は歩行者と分離します。敷地西側の樹木や緑地、モニュメント等は可能な限り現況のまま保全します。また、宮崎中央公園に接する敷地の南側と東側には緑地を整備し、公園利用者に施設の圧迫感を与えないよう配慮します。

駐車場は65台程度(公用車を含む)を整備し、車ででの来所を十分に受け入れられる体制とします。

【図表5】敷地利用計画図



(出典)宮崎市「宮崎市地図情報システム」

【図表6】敷地鳥瞰図



## 第3章 こどもセンターの概要

### 1. 基本理念・基本方針

基本構想のとおり、こどもセンターの基本理念・基本方針は以下のとおりとします。

#### <基本理念>

- 子どもの安全・安心を最優先に考えます。
- 子どもと家族が笑顔で過ごせるように一緒に考え、応援します。
- 子どもが自分の力を信じ、自分らしく生きることができる取り組みを進めます。

#### <基本方針>

- (1)子どもの命を守るためには躊躇なく決断し、行動します。
- (2)地域全体で子どもと家族を支える環境を整えます。
- (3)妊娠期からの切れ目のない支援を通して、妊娠・子育ての不安に寄り添い、子育て中の家庭を孤立させない取り組みを進めます。
- (4)市民にとって相談しやすく、子どもや家族に頼りたいと思ってもらえるような身近な総合支援拠点を目指します。
- (5)子ども自身の想いや意見を表明できる環境を整え、子どもの声に向き合い支援につなげます。
- (6)子どもが家庭的な環境において、安心して暮らしていけるように、里親等を含めた社会的養育の推進を図ります。

## 2. 基本方針を踏まえた具体的な取り組み

### (1) 子どもの命を守るためには躊躇なく決断し、行動します。

#### ① 子どもの安全確保

##### 【迅速な対応】

虐待の通告や相談を受け付ける体制を整え、緊急性の高い場合は、即座に対応できるよう、人員配置や連絡体制を整備します。一刻を争う事態においても、ためらうことなく、子どもの安全確保のための行動をとります。

##### 【関係機関との連携強化】

学校、医療機関、警察など、様々な機関と緊密に連携し、情報共有を図ることで、より迅速かつ的確に対応します。

##### 【理念の共有】

定期的な研修や会議を通して、全ての職員が「子どもの命を守る」という共通の理念を理解し、共有することで、組織としての一体感を醸成します。

#### ② 職員の専門性向上及び働きやすい職場環境の構築

##### 【職員の専門性向上】

児童福祉に関する専門知識や、ソーシャルワークのスキル、リスクアセスメント能力などを高めるための研修を充実させます。

また、スーパービジョン体制を強化し、経験豊富な職員が、若手職員の相談にのり、指導することで、個々の職員のスキルアップを図ります。

##### 【職員の負担軽減】

家庭を取り巻く課題が複雑化・多様化する中で、とりわけ虐待対応等を行う職員においては、精神的・肉体的な負担が大きいため、業務の効率化や充分な休息時間の確保等に努め、個々の職員の負担軽減を図ります。

##### 【風通しの良い職場環境】

職員同士が自由に意見交換できる雰囲気を作り、上司や同僚とのコミュニケーションを活性化することで、より良い支援につなげます。また、相談しやすい雰囲気を作ることで、悩みや不安を抱える職員を早期にサポートし、メンタルヘルスの維持にも努めます。

### (2) 地域全体で子どもと家族を支える環境を整えます。

#### ① 関係機関との連携強化

##### 【多機関連携】

学校、保育所、医療機関、警察、社会的養護施設など、子どもと関わる様々な機関と連携し、情報共有や支援の連携を強化します。定期的な会議や研修、事例検討会などを開催し、相互理解を深め、連携を円滑化することで、子どもたちへの支援の質を高めます。また、必要に応じて、関係機関と合同で支援チームを結成し、多角的な視点から子どもと家族を支援します。

#### 【地域ネットワーク構築】

地域住民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体など、地域社会全体を巻き込んだ支援体制を構築します。子どもの権利や虐待の早期発見について理解を深めてもらうことで、地域全体で子どもを見守る意識を高めます。また、地域の子育て支援拠点との連携を強化し、子育て家庭が気軽に相談できる環境を整えます。

### (3) 妊娠期からの切れ目のない支援を通して、妊娠・子育ての不安に寄り添い、子育て中の家庭を孤立させない取り組みを進めます。

---

#### ① 妊娠期からの切れ目のない支援

##### 【妊娠期からの相談支援】

妊娠に関する不安や悩みなど、妊娠期に直面する様々な課題に対し、相談窓口を設け、専門的なアドバイスや情報提供を行います。

##### 【産後訪問】

出産後には、産後訪問を実施し、母親の心身の健康状態や育児の状況を把握することで、孤立を防ぎ、必要な支援につなげます。さらに、地域における交流の場を支援することで、子育て中の親子が仲間と出会い、悩みを共有したり、情報交換したりできる場を確保し、孤立感の解消を促します。

##### 【関係機関との連携】

切れ目のない支援には、関係機関との連携が不可欠なため、医療機関、保健センター、保育所等と連携し、それぞれの状況に応じた適切な支援を提供します。

#### ② 子育て家庭への継続的な支援

##### 【子育ての負担軽減】

保護者の病気や仕事などで一時的に子どもの養育が困難な場合に、子どもを預かることで、子育て家庭を支援します。また、ファミリー・サポート・センター事業の相互援助活動により、地域住民が相互に助け合うことで、保護者がリフレッシュしたり、自分の時間を確保したりすることができ、子育てによるストレスの軽減を図ります。

##### 【子どもに合わせた支援】

発達に課題のある子どもに対して、専門的な支援を提供することで、子どもの健やかな成長を促します。また、就学支援として、就学に関する相談や情報提供を行い、スムーズな就学を支援します。就学後も、学校と連携し、子どもの学習や生活をサポートします。

### (4) 市民にとって相談しやすく、子どもや家族に頼りたいと思ってもらえるような身近な総合支援拠点を目指します。

---

#### ① 相談しやすい環境づくり

##### 【相談しやすい雰囲気づくり】

相談者が悩みや不安を打ち明けやすいよう、温かく迎え入れる空間を提供します。そのため、プライバシーに配慮した設計にするなど、安心して相談ができるよう努めます。また、受付や待合室は、明るく開放的な空間とし、子どもが遊べるスペースを設けるなど、親しみやすい雰囲気づくりを心がけます。

職員一人ひとりが、相談者の気持ちに寄り添い、当事者の立場になって話を聞けるように、職員研修を充実させ、相談スキルの向上を図るとともに、相談しやすい雰囲気づくりを心がけます。

#### 【施設のバリアフリー化】

誰もが利用しやすい施設であるために、施設のバリアフリー化に積極的に取り組みます。車いすやベビーカーを利用している方でもスムーズに移動できるよう、スロープやエレベーターを設置するほか、バリアフリースイールの設置など、様々なニーズに配慮します。

#### 【多様な相談方法】

子どもや保護者が、困ったときにためらわずに相談できるような、開かれた総合支援拠点を目指します。具体的には、電話相談だけでなく、メールやSNS、オンライン相談など、多様な相談方法を提供し、相談しやすい環境を整えます。また、相談スペースはプライバシーに配慮し、安心して話せる空間を確保します。

### ② 総合的な支援機能の強化

#### 【専門性の高い職員の配置】

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師、弁護士、医師など、専門性の高い職員を配置し、多様なニーズに対応できる体制を構築します。

#### 【ワンストップ相談窓口の提供】

一貫した相談サービスを提供することで、利用者の負担を軽減します。

## (5) 子ども自身の想いや意見を表明できる環境を整え、子どもの声に向き合い支援につなげます。

---

### ① 子どもの意見表明を促進するための環境整備

#### 【安心できる空間】

子どもが安心して話せるよう、プライバシーに配慮した相談室を設けたり、年齢や発達段階に応じたコミュニケーション方法を用いたりすることで、子どもが自分の気持ちを表現しやすい雰囲気づくりを心がけていきます。また、言葉で表現することが難しい子どもの場合は、絵を描いたり、遊びを通して気持ちを表現したりするなど、様々な方法を活用することで、子どもの声に耳を傾けていきます。

#### 【職員の意識向上】

子どもの声に耳を傾けるためスキルを身に付けることができるように、子どもの権利に関する研修や、子どもの意見を聴くためのコミュニケーションスキルに関する研修などの実施に向けて検討します。

### ② 子どもの意見を尊重した支援

#### 【子どもの意見を尊重した支援】

子ども自身の意見を丁寧に聞き取り、その想いを支援に反映することで、子どもが主体的に問題解決に関わることができるよう支援します。

**(6)子どもが家庭的な環境において、安心して暮らしていけるように、里親等を含めた社会的養育の推進を図ります。**

---

**① 里親委託の推進**

**【里親制度の周知】**

里親制度に関する情報を、地域住民や関係機関に広く発信することで、里親に関心を持ってもらい、里親登録者を増やします。

**【開設前の取り組み】**

児童相談所開設前に市としてできる取り組みのひとつとして「子育て短期支援事業(ショートステイ事業)」の受け入れ先を拡大するため、里親ショートステイに取り組みます。

**② 社会的養護施設や児童家庭支援センターとの連携**

**【開設前の取り組み】**

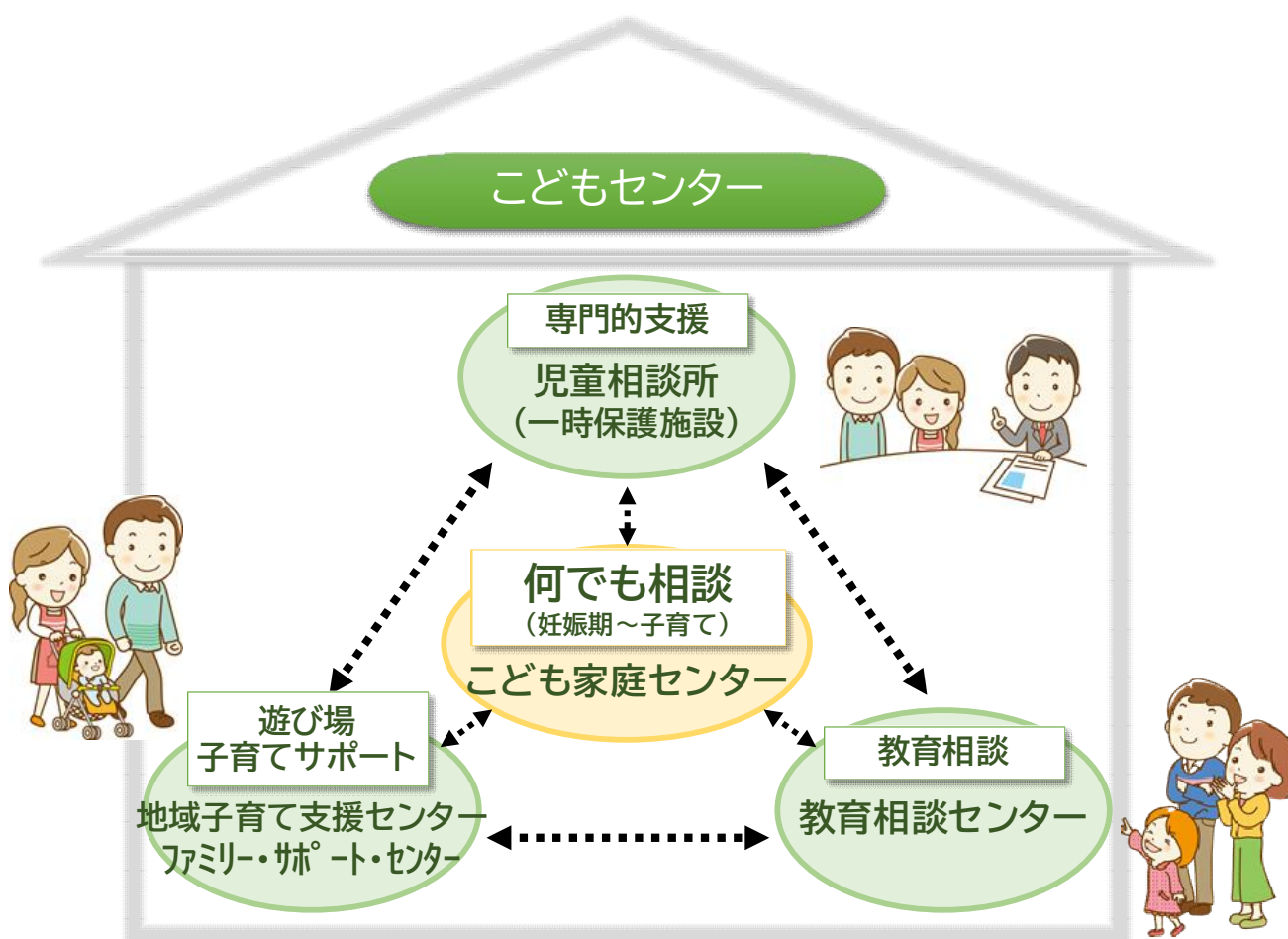
宮崎市要保護児童対策地域協議会の構成機関とし、連携や対話を通して、それぞれの施設の特色を理解したうえで、信頼関係の構築を図ります。

### 3. こどもセンターに設置する機関・機能

#### (1) こどもセンターの役割

こどもセンターは「子どもやその家庭に関わる総合支援拠点」として、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談・支援を一元的に取り組むため、下記の役割を担う機関や場所を整備します。

【図表7】 こどもセンターが担う役割



妊産婦や子育て世帯が抱える課題は多様化・複雑化しており、複数の機関での相談や支援が必要な家庭も増加しています。一方で、家庭の状況や相談内容、子どもの年齢等により相談窓口や支援機関が複数の部署・機関に分かれ、相談者にとって、わかりづらく、支援に繋がりにくくなっています。このような状況の中、こども家庭センターは、相談者を適切な支援につなげていくために「わかりやすい相談先」となり、相談者が抱える悩みを傾聴し、適切な相談先や支援機関につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担い、より多くの子育て世帯の悩み等に対し、円滑に対応できる機関を目指します。

また、複合施設にしたメリットを活かし、こども家庭センターと児童相談所及びその他の機関との連携をこれまで以上に円滑に行えるようにしていきます。

## (2) こどもセンターに設置する機関

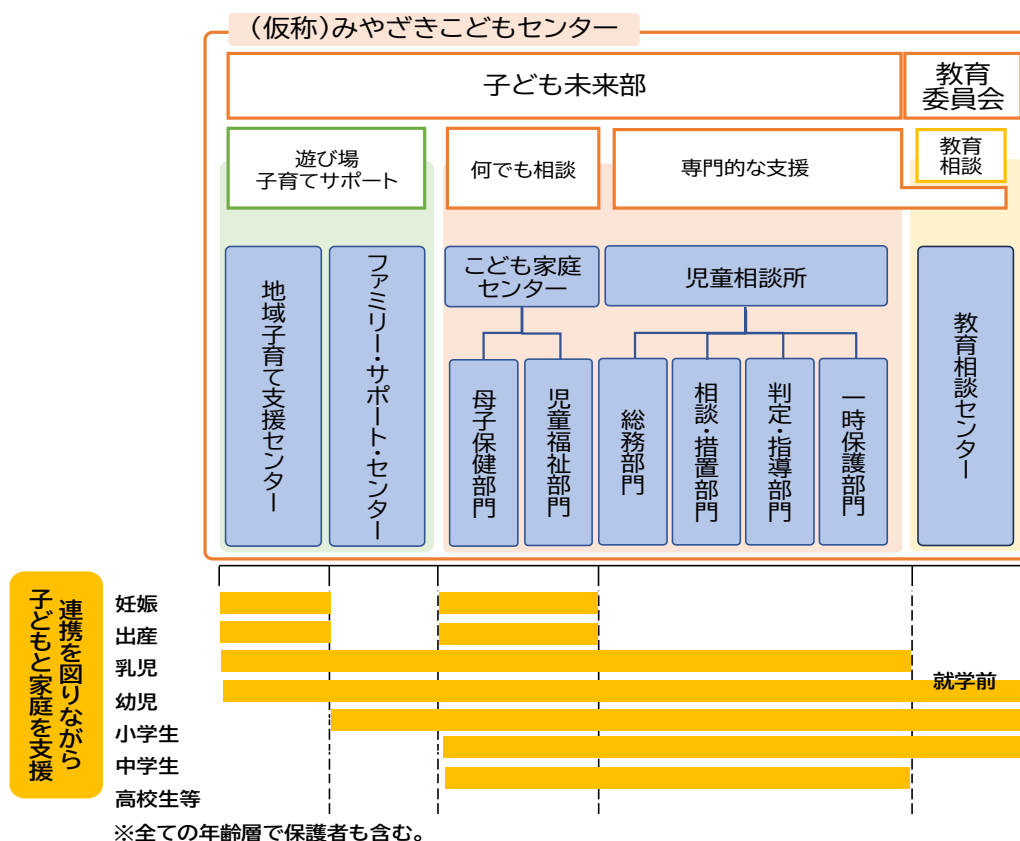
こどもセンターの役割を十分に機能させるため、下記の機関を設置します。

支援対象が様々であるこれらの機関を1つの建物内に設置することで、子育てに関する不安や悩みを持つ誰もが相談しやすく、保健・福祉・教育という3つの観点からの総合的な相談支援を行うとともに、妊娠・出産期から18歳までの子どもの成長に伴う支援の狭間をなくし、切れ目のない、重層的な支援を実行します。

【図表8】 こどもセンターの設置機関

| 設置機関名          |                   | 各機関の業務                                                 |
|----------------|-------------------|--------------------------------------------------------|
| 何でも相談          | こども家庭センター         | 全ての妊産婦や子どもとその家庭が安心した生活を継続できるよう、家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行う機能   |
| 専門的支援<br>教育相談  | 児童相談所<br>(一時保護施設) | 法に基づき強力な行政権限を迅速・適正に行使するとともに、高度な専門性を必要とする相談や児童虐待対応を行う機能 |
|                | 教育相談センター          | いじめ・不登校、特別支援教育、学校への要望に関することなどの相談                       |
| 遊び場<br>子育てサポート | 地域子育て支援センター       | 子育て中の親や子どもの交流の場の提供、育児不安等への相談・援助、育児に関する情報の把握・提供、親子講座など  |
|                | ファミリー・サポート・センター   | 保護者が子どもの世話や保育園等の送迎ができない場合や子どもを一時的に預けたい時などに利用できるサービス    |

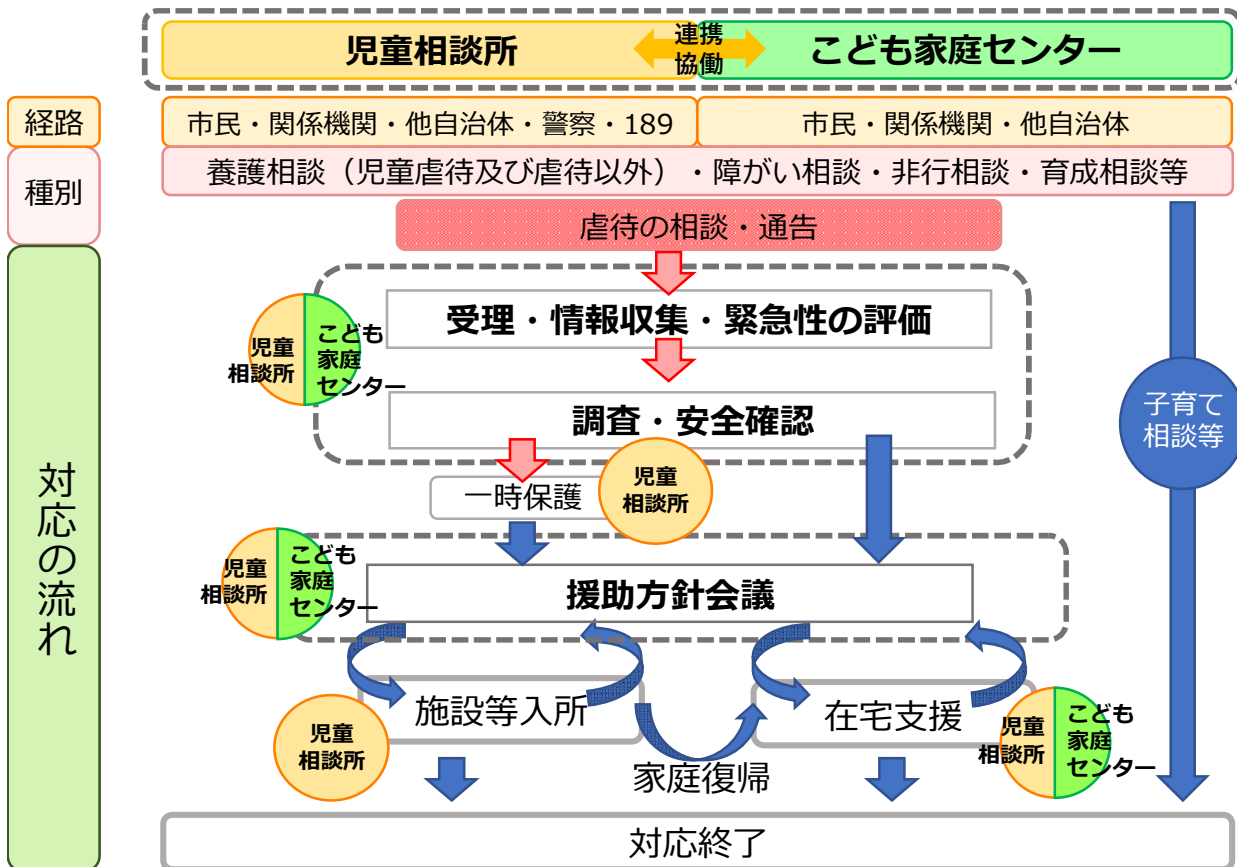
【図表9】 設置機関と主な役割及び支援対象者



## ① 児童相談所との連携

これまで県が行っていた児童相談所を市が持つことで、市と県の二重構造による課題を解消し、児童相談所とこども家庭センターの一体的な運営が可能となるため、虐待通告の窓口や援助方針の判断、また家庭に対する相談・支援等について、必要に応じ2機関で協働して行う体制を構築していきます。

【図表10】 児童相談所とこども家庭センターの連携協働のイメージ



## ② その他の機関との連携

地域子育て支援センターや教育相談センター、ファミリー・サポート・センターなどの支援機関とは、それぞれの機関の利用者の状況に応じて、こども家庭センターや児童相談所に繋げたり、こども家庭センターの相談者に地域子育て支援センターの利用を促したりすることで、子育ての不安感や孤立感の解消につながるとともに、子どもや保護者の状況にあわせた相談・支援・見守りが行えるようになります。

また、育児支援が必要な保護者には、同センター内のファミリー・サポート・センターにつなぐことも可能です。

さらに、子ども未来部の機関に加え、教育委員会が所管する教育相談センターを設置することで、福祉と教育の連携もしやすくなることから、以下のような取り組みを検討していきます。

- 就学前の子どもを含めた、教育面に関する専門的な相談・対応へのスムーズなつながり
- 一時保護された子どもが在籍する学校との連携支援やオンライン授業等の調整により、一時保護施設における教育の充実

## 4. 職員体制

### (1) こども家庭センター

こども家庭センターの配置基準については、令和6年3月にこども家庭庁より発出された「こども家庭センターガイドライン」で定める母子保健機能及び児童福祉機能の基準に従い、適切な運営のための人員配置を行います。

【図表11】 こども家庭センター 職員体制(令和7年3月時点想定)

| こども家庭センター |                                                                                                     |       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 職種        | 資格等                                                                                                 | 人数    |
| センター長     | —                                                                                                   | 1人    |
| 統括支援員     | 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者等で一体的支援に係わる基礎的な事項に関する研修を受講したもの | 1人    |
| 母子保健機能    |                                                                                                     | 47人程度 |
| 保健師等      | 保健師、助産師、看護師、臨床心理士等                                                                                  | 44人   |
| 事務処理担当職員  | —                                                                                                   | 3人    |
| 児童福祉機能    |                                                                                                     | 24人程度 |
| 子ども家庭支援員  | 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等                                                                                  | 3人    |
| 心理担当支援員   | 公認心理師、大学や大学院において心理学を専修する学科又はこれに相当する過程を修めて卒業した者等                                                     | 1人    |
| 虐待対応専門員   | 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等                                                                                  | 10人   |
| 安全確認対応職員  | —                                                                                                   | 2人    |
| 事務処理担当職員  | —                                                                                                   | 5人    |
| 家庭相談員     | —                                                                                                   | 3人    |

※会計年度任用職員含む

### (2) 児童相談所・一時保護施設

児童相談所及び一時保護施設の配置基準については、児童福祉法及びその関係法令、児童相談所運営指針、一時保護施設の設備及び運営に関する基準等に定められている基準に従い、計画的に必要な人材を確保していきます。

なお、夜間の身柄付通告や児童相談所虐待対応ダイヤル(＃189)等への対応についても迅速かつ円滑に行える体制の整備を検討していきます。

【図表12】 児童相談所・一時保護施設 職員体制(令和7年3月時点想定)

| 児童相談所               |                                                                             |     | 52人程度 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 職種                  | 資格等                                                                         | 人数  |       |
| 所長                  | 医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、児童福祉司として2年以上勤務した者等であって、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受講したもの    | 1人  |       |
| 児童福祉司<br>(スーパーバイザー) | 児童福祉司としておおむね5年以上勤務し、研修を修了した者                                                | 4人  |       |
| 児童福祉司               | 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士等の一定の資格を有し、講習修了の要件を満たすもの等                              | 23人 |       |
| 児童心理司<br>(スーパーバイザー) | 児童心理司として10年程度の経験を有するもの                                                      | 1人  |       |
| 児童心理司               | 公認心理師、大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業したもの                                        | 14人 |       |
| 医師                  | —                                                                           | 1人  |       |
| 保健師                 | —                                                                           | 1人  |       |
| 弁護士                 | —                                                                           | 1人  |       |
| 事務職                 | —                                                                           | 6人  |       |
| 一時保護施設              |                                                                             |     | 39人程度 |
| 職種                  | 資格等                                                                         | 人数  |       |
| 管理者<br>(指導教育担当職員)   | 一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者               | 1人  |       |
| 管理者補佐               | —                                                                           | 1人  |       |
| 児童指導員               | 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者等                                  | 27人 |       |
| 保育士                 | —                                                                           |     |       |
| 心理療法担当職員            | 大学等において、心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者で、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 | 2人  |       |
| 個別対応職員              |                                                                             | 1人  |       |
| 医師                  | —                                                                           | 1人  |       |
| 看護師                 | —                                                                           | 1人  |       |
| 学習指導員               | 教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者                                       | 2人  |       |
| 栄養士・調理員             | (調理業務は委託を検討中)                                                               | 3人  |       |

一時保護施設に保護された子どもの状態は様々であり、家庭から分離されたことで気持ちが不安定になったり、不穏な状況になったりすることがあります。そのため、子どもの背景等を踏まえ、365日夜間・日中を問わず、一時保護される子ども一人ひとりの状況に合わせ、子どもの安全・安心が確保され、個別かつ専門的な対応を可能とする職員体制とする必要があります。

そこで、一時保護施設の児童指導員及び保育士については、夜間の職員体制等を含めて「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の最低基準を遵守します。また、子どもの1日のスケジュールを踏まえ、朝夕の職員配置を手厚くするとともに、子どもの状態に合わせた、より丁寧な個別対応が可能となるよう、4交代制(早出・日勤・遅出・夜勤)のシフトを想定しています。あわせて、職員の会議や研修参加、休暇・休業等を見込んだ職員数の確保及び職員数に応じた指導教育担当職員の配置を行います。

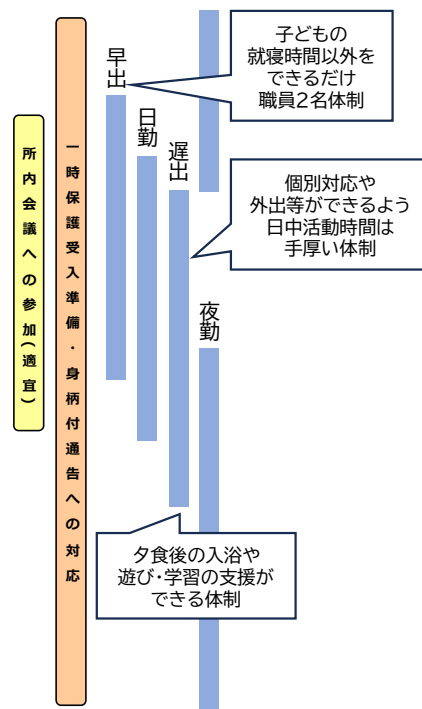
【図表13】子どもの1日のスケジュール(イメージ)

(学齢児)

- 6:30 起床・身支度
- 7:00 朝食
- 7:30 居室の整理整頓  
\*登校可能な子どもは、登校準備・登校
- 9:00 学習
- 12:00 昼食
- 13:30 活動(運動)・面談・自由時間
- 15:00 おやつ  
\*登校した子どもが順次下校
- 17:00 入浴
- 18:00 夕食
- 19:00 自由時間
- 21:00 就寝  
22:00

(児童指導員・保育士)

- 6:30 起床の声かけ・健康確認・食事の準備
- 7:00 朝食・服薬対応
- 7:30 居室の整理整頓声かけ・登校支援
- 8:30 業務引き継ぎ(夜勤▶日勤)
- 9:00 学習支援・個別対応
- 11:00 洗濯物の回収・食事の準備・雑務
- 12:00 昼食・服薬対応
- 12:30 休憩
- 13:30 活動見守り・個別対応・記録の作成
- 15:00 おやつ・下校支援
- 16:00 業務引き継ぎ(日勤▶夜勤)
- 16:30 入浴準備・食事の準備
- 17:00 入浴や遊びの見守り
- 18:00 夕食・服薬対応
- 19:00 遊びの見守り・個別対応
- 20:00 休憩
- 21:00 就寝声かけ・個別対応
- 23:00 ・消灯・夜間の見回り・休憩  
・日記へのコメントや記録作成  
・個別対応(夜間の緊急対応含む)等
- 3:00 休憩
- 4:00 日記へのコメントや記録作成



### (3) 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターの配置基準については、令和6年3月にこども家庭庁より発出された「地域子育て支援拠点事業の実施について」を基に、適切な運営のための人員配置を行います。

【図表14】 地域子育て支援センター 職員体制(令和7年3月時点想定)

| 地域子育て支援センター |     |     | 10人程度 |
|-------------|-----|-----|-------|
| 職種          | 資格等 | 人数  |       |
| 保育士・幼稚園教諭   | —   | 10人 |       |

※会計年度任用職員含む

### (4) 教育相談センター

教育相談センターは、子どもたちや保護者の学校生活上の困りごと(不登校・友人関係・学習・進路など)について解決法を一緒に考えていくための相談窓口になります。様々な事案に対応するため、必要な専門職等を配置します。

【図表15】 教育相談センター 職員体制(令和7年3月時点想定)

| 教育相談センター      |                                                                      |    | 16人程度 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------|----|-------|
| 職種            | 資格等                                                                  | 人数 |       |
| 学校経営アドバイザー    | 教職経験者                                                                | 1人 |       |
| スクールカウンセラー    | 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又は、これと同等と認める学校等を卒業し、発達障がい、児童虐待等に関わる相談業務の実務経験がある者 | 3人 |       |
| スクールソーシャルワーカー | 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者                                               | 6人 |       |
| 特別支援教育アドバイザー  | 心理士(公認心理師・臨床心理士、認定心理士等)の資格を有する又は、心理検査(WISC・田中ビネー)について実務経験のある者        | 2人 |       |
| 特別支援教育相談員     | 教職経験者                                                                | 4人 |       |

※会計年度任用職員含む

※ファミリー・サポート・センターは、委託事業になるため「4. 職員体制」には記載していません。

## 第4章 施設計画

### 1. 整備方針

こどもセンターの基本理念・基本方針を実現する施設とするため、以下の5つを施設の整備方針とし、施設計画を行います。

【図表16】整備方針

#### ●来所者への配慮

誰もが気軽に訪れ、安心して相談できる施設

#### ●子どもの安全・安心への配慮

一時保護施設の安全性を確保し、子どもが安心して過ごせる施設

#### ●施設の効率化

複合施設のメリットを活かし、諸室の共同利用が図られた施設

#### ●施設の将来性

職員同士の連携がとりやすく、国の制度改正等による将来的な職員の増減や機能改編に柔軟に対応できる施設

#### ●公園との調和

公園の景観に配慮し、周辺環境との調和がとれる施設

### ① 来所者への配慮

- ・ 授乳室や幼児用トイレを設置し、子どもと一緒に安心して来所できる施設とします。
- ・ 来所者が気軽に相談出来るよう、相談の受付カウンターを入口付近に設けます。
- ・ 障がいのある方の利用も見込まれることから、バリアフリートイレの整備や車椅子用駐車スペースの設置など施設のバリアフリー化を進めていきます。
- ・ あたたかみのある空間づくりをします。
- ・ 相談者のプライバシーに配慮し、来所者同士が顔を合わせにくい動線計画や待合室を設置します。
- ・ 相談内容が聞こえないよう、相談室等は防音対策をします。

### ② 子どもの安全・安心への配慮

- ・ 一時保護施設は、家庭的で子どもがリラックスできる雰囲気となるよう工夫します。
- ・ 保護児童の動線は、一般の来所者とは分離した動線を確保します。
- ・ 保護児童の居室は、個室を基本とします。また、居室やリビング等の男女別のユニットと、学習室や屋内運動場等の日中活動ゾーン、集団から離れて過ごせる個別対応ゾーンを明確に区分けします。
- ・ 子どもが職員に声をかけやすいように子どもの生活スペースと執務スペースをなるべく近い場所に設けます。
- ・ 一時保護施設内でも子どもが運動をしたり、様々な活動をしたりできるよう屋内運動場を整備します。
- ・ 一時保護施設の設備については、子どもの年齢に配慮した設えとします。
- ・ 感染症の発生等に備えて、集団から分離した静養室等の配置を行います。

### ③ 施設の効率化

- ・ 各機能が相談業務を行うため、相談室等の諸室の共同利用を前提とします。
- ・ 土・日・祝日や夜間の対応を想定した動線を確保します。

### ④ 施設の将来性

- ・ 児童虐待相談対応件数が全国的に増加している状況や国の配置基準の改正等にも対応できるゆとりのある施設とし、職員にとっても快適な執務環境をつくれます。
- ・ 本市の組織改編にも柔軟に対応できるような施設を検討します。
- ・ 環境にも配慮し、ライフサイクルコストにも配慮した施設とします。

### ⑤ 公園との調和

- ・ 公園の景観を損なうことが無いように、外観や色彩を含め、調和のとれた施設とします。
- ・ 駐車場の配置や動線計画など、公園利用者の安全面にも配慮した施設とします。
- ・ 公園利用者にとって、施設の圧迫感が少ない施設とします。
- ・ 公園を利用する子育て中の親子が立ち寄りやすい施設とします。

## 2. 機能配置の考え方

こどもセンターは「市民開放エリア」「相談エリア」「心理エリア」「一時保護エリア」「管理エリア」の5つのエリアで構成し、来所者が訪れやすく、かつ来所者のプライバシーを確保できるよう、機能や諸室の特性に配慮した諸室配置や動線を計画します。

【図表17】機能配置の考え方



【図表18】各エリアの概要

| エリア名           | 概要                                                                    |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 市民開放エリア        | ✓ こども家庭センターの相談窓口や地域子育て支援センター、多目的スペース(キッズルーム)など「誰もが気軽に訪れる」ことができるエリアです。 |
| 相談エリア<br>心理エリア | ✓ 相談や療育手帳の判定等を行う相談室や心理検査室等で構成するエリアです。                                 |
| 管理エリア          | ✓ 執務室のほか、職員用のトイレ、更衣室、休憩室、倉庫等を配置するエリアです。                               |
| 一時保護エリア        | ✓ 一時保護された子どもが生活するエリアです。                                               |

### 3. 諸室構成

#### (1) 一時保護施設の定員数

児童相談所には、子どもの安全の迅速な確保を行うとともに、子どもの心身の状況、置かれている環境等の状況を把握するために、一時的に保護を行うための一時保護施設を併設します。

一時保護施設の定員数については、施設の規模やレイアウトに大きく影響することから、基本構想時点の検討に加え、新たに以下の検討を行った結果、16人(男子6人、女子6人、幼児4人)とします。あわせて、保護児童の男女のバランスの変動やジェンダーアイデンティティへの配慮、一時的な保護児童数の増加等に対応できるよう諸室構成を工夫します。

##### ① 基本構想時点の検討

基本構想では、次の検討により定員数を16人としました。

- 県中央児童相談所の一日平均保護人員(令和4年度:23.2人)の約7割が本市児童とすると、16人になります。
- 令和元年度から令和5年度までの5年間における県中央児童相談所の一日当たりの最大所内保護人員は16人。
- 子ども家庭福祉分野を専門としている和田一郎氏の著書「児童相談所一時保護所の子どもと支援」によると「非予測性と公共性の高い一時保護所の定員は、現状の2倍以上を見込むことである。もし、1日平均10名が保護される市であれば20名の定員を見込んでおくことに意味がある。」とされています。

令和元年度から令和5年度までにおいて、県中央児童相談所における所内保護の1日平均保護人員の最大は7.8人(8人)であることから、その2倍は16人になります。

※出典 和田一郎「児童相談所一時保護所の子どもと支援」、明石書店、2016

##### ② 基本計画時点の検討

基本計画では、次の観点からも定員数を検討し、16人としました。

- 県中央児童相談所の一日平均保護児童数(令和5年度:22.1人)の約7割が本市児童とすると、約16人。
- 児童相談所開設時における児童虐待相談対応件数を、令和4、5年の実績から10%増加して仮定。児童相談対応件数のうち一時保護を行った割合や平均入所日数から以下のとおり算定すると約16人。

$$\text{入所定員} = \left[ \frac{\text{児童虐待相談対応件数} \times \text{児童虐待による一時保護の割合} + \text{児童虐待以外の保護数}}{365\text{日}} \right] \times \text{平均入所日数}$$

$$R4\text{定員想定} = \left[ \frac{690\text{件} \times 1.1 \times \left[ \frac{22\%}{153\text{件}/690\text{件}} \right] + 44\text{人}}{365\text{日}} \right] \times 28.1 \div 16\text{人}$$

$$R5\text{定員想定} = \left[ \frac{569\text{件} \times 1.1 \times \left[ \frac{22\%}{129\text{件}/569\text{件}} \right] + 41\text{人}}{365\text{日}} \right] \times 32.4 \div 16\text{人}$$

【図表19】県中央児童相談所一時保護の状況

| 年度 \ 区分                   |      | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  |
|---------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 所内保護                      | 実人員  | 133   | 103   | 124   | 108   | 89    |
|                           | 延人数  | 2,440 | 2,084 | 2,850 | 2,392 | 2,505 |
| 委託保護                      | 実人員  | 146   | 81    | 198   | 193   | 160   |
|                           | 延人数  | 4,327 | 2,171 | 5,344 | 6,071 | 5,570 |
| 計                         | 実人員  | 279   | 184   | 322   | 301   | 249   |
|                           | 延人数  | 6,767 | 4,255 | 8,194 | 8,463 | 8,075 |
| 一日平均保護人員(人)<br>(延人数÷365日) | 所内保護 | 6.7   | 5.7   | 7.8   | 6.6   | 6.9   |
|                           | 委託保護 | 11.9  | 5.9   | 14.6  | 16.6  | 15.3  |
|                           | 合計   | 18.5  | 11.7  | 22.4  | 23.2  | 22.1  |
| 一人平均保護期間(日)<br>(延人数÷実人員)  | 所内保護 | 18.3  | 20.2  | 23.0  | 22.1  | 28.1  |
|                           | 委託保護 | 29.6  | 26.8  | 27.0  | 31.5  | 34.8  |
|                           | 合計   | 24.3  | 23.1  | 25.4  | 28.1  | 32.4  |

※「延人数」欄は福祉行政報告例に基づき当該年度中に対処した児童を計上。従って、前年度中から引き続き保護する児童を含み、また、次年度にわたり保護する児童を含まないため、実数ではない。

【図表20】県中央児童相談所一時保護の受付状況

|                |      | 令和4年 |       | 令和5年 |       |
|----------------|------|------|-------|------|-------|
| 養 護            | 児童虐待 | 229  | (153) | 162  | (129) |
|                | その他  | 37   | (32)  | 23   | (16)  |
| 障 が い          |      | 0    | (0)   | 0    | (0)   |
| 非 行            |      | 7    | (2)   | 11   | (9)   |
| 育 成            |      | 16   | (10)  | 24   | (16)  |
| 保健・その他         |      | 0    | (0)   | 0    | (0)   |
| 小 計            |      | 289  | (197) | 220  | (170) |
| 【参考】児童虐待相談対応件数 |      | 999  | (690) | 858  | (569) |

※()内は宮崎市分

## (2) 諸室構成

本施設の主な諸室構成は以下のとおりです。

一時保護施設を除く各機関の執務室を1つのフロアに集約することで職員間のスムーズな連携を図るとともに、相談室等を複数の機関で共有することで、コンパクトで充実した諸室構成とするなど、複合施設として整備することの価値を高めます。

なお、面積等は国が定める基準や先進自治体の情報を参考にした現時点の想定であり、基本設計・実施設計において変更になる可能性があります。

【図表21】 諸室リスト

| 市民開放エリア |                 |                                              |     |      |
|---------|-----------------|----------------------------------------------|-----|------|
|         | 諸室名             | 用途等                                          | 室数  | 面積   |
|         | 地域子育て支援センター     | 子育て講座や一時預かり事業を実施。授乳室を含む。                     | 1室  | 152㎡ |
|         | ファミリー・サポート・センター | 育児の手助けを受ける会員と協力をする会員のマッチング等の事務を行う。           | 1室  | 33㎡  |
|         | 待合スペース・多目的スペース  | プライバシーにも配慮した待合スペースとする。                       | 1室  | 295㎡ |
|         | 利用者用トイレ         | バリアフリートイレを含む。                                | 1室  | 33㎡  |
| 相談エリア   |                 |                                              |     |      |
|         | 相談室(小)          | 定員4名(1部屋10.5㎡)、プライバシー保護のため防音等に配慮が必要。         | 14室 | 147㎡ |
|         | 相談室(大)          | 定員8名、プライバシー保護のため防音等に配慮が必要。                   | 1室  | 21㎡  |
|         | 中待合スペース         | 顔を合わせず3組程度が待てるスペース。                          | 1室  | 13㎡  |
| 心理エリア   |                 |                                              |     |      |
|         | 相談室(小)          | 定員4名(1部屋10.5㎡)、プライバシー保護のため防音等に配慮が必要。         | 3室  | 36㎡  |
|         | 中待合スペース         | 顔を合わせず3組程度が待てるスペース。                          | 1室  | 12㎡  |
|         | 心理検査室           | 定員4名(1部屋12㎡)、心理検査に必要な道具の収納スペースを含む。防音等に配慮が必要。 | 5室  | 60㎡  |
|         | 箱庭療法室           | 心理検査に必要な道具の収納スペースを含む。防音等に配慮が必要。              | 1室  | 28㎡  |
|         | 家族療法室           | 心理検査に必要な道具の収納スペースを含む。防音等に配慮が必要。              | 1室  | 32㎡  |
|         | プレイルーム          | 心理検査に必要な道具の収納スペースを含む。防音等に配慮が必要。              | 1室  | 58㎡  |

|                   |          |                                                                        |     |      |
|-------------------|----------|------------------------------------------------------------------------|-----|------|
|                   | 司法面接室    | 定員6名、防音等に配慮が必要。                                                        | 1室  | 13㎡  |
|                   | 観察室      | 司法面接室と家族療法室に隣接。防音等に配慮が必要。<br>マジックミラーの設置が必要。                            | 1室  | 9㎡   |
|                   | 医務室      | ベッド、薬品庫等を設置。                                                           | 1室  | 12㎡  |
|                   | 利用者用トイレ  | バリアフリートイレを含む。                                                          | 1か所 | 39㎡  |
| 管理エリア             |          |                                                                        |     |      |
|                   | 執務室      | 市民開放エリア・相談エリアにまたがる。複数機関の職員で共有することで、スムーズな連携に寄与する。<br>(6.5 ㎡/人×想定131人)   | 1室  | 852㎡ |
|                   | 会議室      | 関係機関を含めた会議や研修等にも使える設えとする。<br>可動式間仕切りを設置し、分割利用を可能とする。                   | 1室  | 140㎡ |
|                   | 書庫・倉庫    | 執務室内に設置する。将来を見越し、十分な収納スペースの確保が必要。                                      | —   | 108㎡ |
|                   | 職員用更衣室   | 男女別に設置する。                                                              | 2室  | 15㎡  |
|                   | 職員用休憩室   | 男女共用とする。                                                               | 1室  | 14㎡  |
|                   | 職員用トイレ   |                                                                        | 1か所 | 20㎡  |
|                   | 警備室・業者控室 |                                                                        | 1室  | 15㎡  |
| 一時保護エリア           |          |                                                                        |     |      |
| 学齢児ユニット(男女各1ユニット) |          |                                                                        |     |      |
|                   | 居室       | 個室とする。居室内にはベッド・学習机を置くとともに、私物等を収納できる棚を設置する。                             | 12室 | 144㎡ |
|                   | リビングスペース | 日中の活動時間以外に子ども達がくつろぐことができるスペースとする。ソファやテレビのほか、マンガや玩具も置けるようにする。           | 2室  | 85㎡  |
|                   | 浴室・脱衣所   | 男女各ユニットに2つずつ配置する。各浴室を同時に使えるよう、各々に脱衣所を設置する。                             | 4室  | 65㎡  |
|                   | トイレ      | ユニット内に2つずつ配置する。全て個室とし、廊下から直接出入りできる仕様とする。                               | 4室  | 30㎡  |
| 幼児ユニット            |          |                                                                        |     |      |
|                   | 居室       | 主に幼児が就寝時に利用する。和室とする。                                                   | 1室  | 20㎡  |
|                   | リビングスペース | 幼児が遊んだり、食事をしたりするスペースとする。床は子どもの安全性に配慮した材質とし、幼児用の椅子・机のほか、絵本や玩具も置けるようにする。 | 1室  | 20㎡  |

|              |                                                                                          |     |                   |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------|
| 静養室          | 体調不良時に集団から離れて過ごすための部屋とする。                                                                | 1室  | 10m <sup>2</sup>  |
| 浴室・脱衣所       | 幼児用のトイレに隣接して配置する。                                                                        | 1室  | 17m <sup>2</sup>  |
| トイレ(幼児)      | 個別ブース化により、プライバシーを確保する。                                                                   | 1室  | 12m <sup>2</sup>  |
| 洗濯室          | 家庭用の洗濯機、乾燥機を設置。                                                                          | 1室  | 6m <sup>2</sup>   |
| 給湯等スペース      | 給湯ポットやシンクを設置、調乳スペースとしても利用。                                                               | 1室  | 2m <sup>2</sup>   |
| テラス(面積対象外)   | 幼児専用の屋外の遊び場。転落防止の工夫や外部からの視線に配慮が必要。                                                       | 1室  | 47m <sup>2</sup>  |
| 日中活動ゾーン      |                                                                                          |     |                   |
| 学習室・教材庫      | 学習用の机・椅子を配置できる広さとする。複数室を一体的に利用できるよう、可動式の間仕切りを設置する。                                       | 1室  | 54m <sup>2</sup>  |
| 屋内運動場・器具庫    | ミニバスケットやバドミントンが可能な広さ・高さとする。余暇活動のためスクリーンや音響設備を設置する。                                       | 1室  | 252m <sup>2</sup> |
| リビングスペース(共有) | 日中の活動時間以外に子ども達がくつろぐことができるスペースとする。ソファやテレビのほか、マンガや玩具も置けるようにする。                             | 1室  | 33m <sup>2</sup>  |
| 食堂           | 12人の学齢児と職員数名が一堂に会して食事ができる広さを確保する。手洗い場を設置し、床は掃除しやすい材質にする。子どもと調理員が直接コミュニケーションをとれるような設えとする。 | 1室  | 36m <sup>2</sup>  |
| トイレ(共用+職員用)  | リビングスペース(共用)に隣接して配置する。全て個室とし、廊下から直接出入りできる仕様とする。                                          | 1か所 | 12m <sup>2</sup>  |
| 屋外運動スペース     | 屋上を活用した運動スペースを設ける。                                                                       | —   | —                 |
| 個別対応ゾーン      |                                                                                          |     |                   |
| インテーク室       | 入所時のインテーク面接に使用。プライバシー保護のため防音等に配慮が必要。                                                     | 1室  | 12m <sup>2</sup>  |
| 個別対応室        | 身柄付き通告やジェンダーアイデンティティ等への対応時に使用(1部屋12m <sup>2</sup> )。壁はクッション性の高いもの、防音に配慮が必要。              | 2室  | 24m <sup>2</sup>  |
| 浴室・トイレ       | 個別対応室の入居児童が使用。                                                                           | 1室  | 12m <sup>2</sup>  |
| 静養室          | 感染症等への対応に使用(1部屋12m <sup>2</sup> )。トイレ・シャワーを設置。                                           | 2室  | 24m <sup>2</sup>  |
| 管理諸室         |                                                                                          |     |                   |
| 面接室          | 入所児童との面接に使用。プライバシー保護のため防音等に配慮が必要。                                                        | 1室  | 13m <sup>2</sup>  |

|             |                                                                                 |    |     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| 倉庫          | 所持品保管室を含む。将来を見越した十分な収納スペースを確保。                                                  | —  | 54㎡ |
| 厨房          | 食堂に隣接して配置する。食材等の搬出入の動線は、子どもの活動空間と重ならないように配慮が必要。                                 | 1室 | 24㎡ |
| 厨房スタッフ用の諸室等 | 調理員用の更衣室、休憩室等の必要な諸室と設備を設置。                                                      | 1室 | 22㎡ |
| 洗濯室・リネン庫    | 業務用の洗濯機、乾燥機を設置する。使用済みのリネンと未使用のリネンを分離して保管できるスペースを確保する。                           | 1室 | 9㎡  |
| 衣類保管庫       | 子どもの年齢や性別等に応じて貸与する衣類(オールシーズン)等を保管する。                                            | 1室 | 13㎡ |
| 執務室         | 一時保護施設への出入りを確認しやすい場所に配置する。相談部門等とスムーズな連携が取れるよう、カメラやスピーカー等を整備する。<br>(6.5㎡/人×想定9人) | —  | 59㎡ |
| 職員用更衣室      | 職員用の更衣室を男女別に設置する。                                                               | 2室 | 18㎡ |
| 職員用休憩室      | 職員用の休憩室を男女別に設置する。                                                               | 2室 | 24㎡ |

## 4. 施設計画

### (1) 施設規模

本章「3. 諸室構成」をもとに算定した施設の規模は、以下のとおりです。延床面積は約4,500㎡、地上2階建ての施設を計画します。

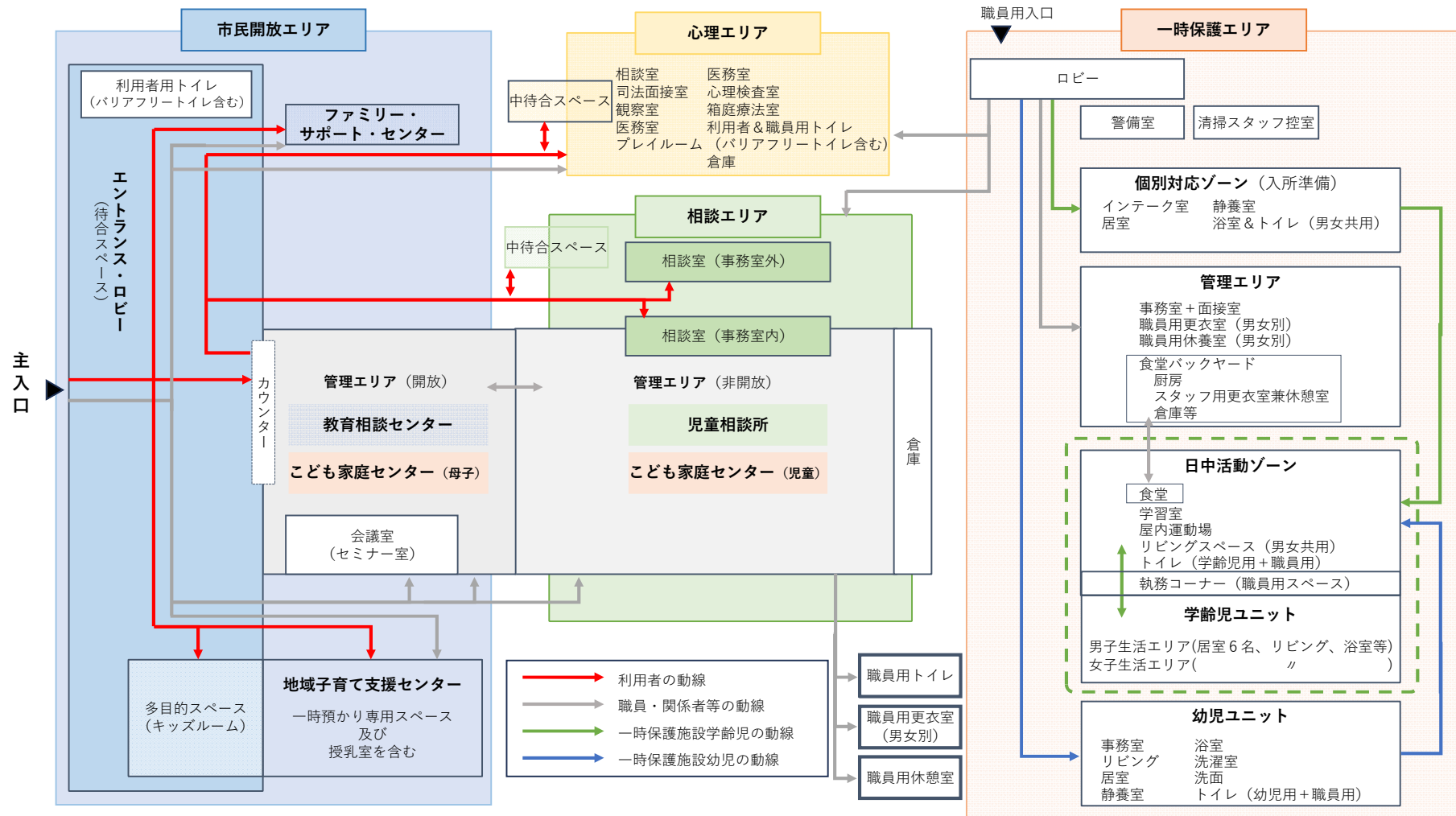
【図表22】各エリアの想定面積

| エリア             | 想定面積(㎡) | 構成比  |
|-----------------|---------|------|
| 市民開放エリア         | 513     |      |
| 相談エリア           | 181     |      |
| 心理エリア           | 299     |      |
| 管理エリア           | 1,164   |      |
| 一時保護エリア         | 1,106   |      |
| 小計              | 3,263   | 73%  |
| 共有(廊下、階段室、トイレ等) | 1,237   | 27%  |
| 合計              | 4,500   | 100% |

## (2) 諸室配置・動線計画

以下の視点に基づき、諸室の配置や動線を計画していきます。

【図表23】 諸室配置・動線計画の考え方



【図表24】施設計画の考え方

| エリア名           | 施設計画の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民開放エリア        | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 建物西側の玄関は、待合スペースを兼ねたエントランス・ロビー(オープンスペース)とし、市民が誰でも、入りやすく居心地のよい空間をつくります。</li> <li>✓ 地域子育て支援センターは、建物の南側など採光がとれる場所に配置し、明るい空間となるよう配慮します。</li> <li>✓ 地域子育て支援センター及びファミリー・サポート・センターは、市民の方が利用しやすい場所に配置します。</li> </ul>                                                                                                                                |
| 相談エリア<br>心理エリア | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市民開放エリアに設置する相談窓口で受付後、職員が相談室等に案内します。そのため、相談エリアと心理エリアには、来所者が自由に立ち入ることはできません。</li> <li>✓ また、相談内容が周りに聞こえることがないよう、また周囲の騒音が気にならないよう、相談室等の防音に配慮します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |
| 管理エリア          | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ こども家庭センター、児童相談所及び教育相談センターの執務室を1つのフロアに集約することで、機関間の連携をスムーズにします。</li> <li>✓ 執務室は、情報管理の観点から外部から見えないつくりとしますが、市民開放エリア側には相談カウンターを設け、来所者が職員に声をかけやすい設えとします。</li> <li>✓ 管理エリアに配置する会議室は、受理・援助方針会議のほか、要保護児童対策地域協議会の開催等を主な目的として利用しますが、地域子育て支援センター等が開催する市民向けのイベントや研修会等でも利用できるよう、市民開放エリアからも利用できる出入口を設けます。</li> </ul>                                      |
| 一時保護エリア        | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの居住スペースとなる、居室やリビング、トイレ、浴室等で構成する「ユニット」は、男子・女子・幼児の3つを設け、採光がとれる明るい場所に配置します。</li> <li>✓ 子どもの日中活動で利用する学習室や食堂、屋内運動場、男女共用のリビングスペースは、各ユニットから自由に行き来できるような配置・動線とします。また、屋上に運動場を設け、子どもが運動できる場所を最大限確保します。</li> <li>✓ また、集団での生活が難しい子どもが生活する場所として、ユニットとは別に居室やトイレ・浴室等を設けます。</li> <li>✓ 一時保護施設への動線は、建物の玄関とは異なる場所に設置し、一時保護された子どものプライバシーを確保します。</li> </ul> |

### (3) ZEB化 (Net Zero Energy Building )

ZEBとは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で快適な室内環境を実現しながら、省エネと創エネにより「建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物」のことです。

地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画においては、政府の施設に関して「今後予定する新築事業については(中略)、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す」としており、市の施設においても同様に目指していく予定です。

【図表25】 ZEB の定義



こどもセンターにおいても、下記に例示される検討事項等を含め「ZEB Ready」を実現するための検討を基本設計段階において行います。

【図表26】 ZEB 化に向けた検討事項

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>パッシブ技術<br/>(エネルギーを減らす)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ基準に合致した外壁や断熱材の厚さを増すことによる断熱性能の確保</li> <li>・複層ガラス、Low-Eガラスの採用による断熱性能の確保</li> <li>・日射遮蔽のための底やブラインドの採用</li> <li>・自然採光のためのトップライトやライトシェルフ、光ダクトシステム等の導入</li> <li>・雨水の雑用水への再利用</li> <li>・トイレへの再生水の利用</li> <li>・BEMS導入によるエネルギー使用状況の見える化</li> </ul> |
| <p>アクティブ技術<br/>(無駄なく効率的に使う)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別空調方式の採用</li> <li>・高効率空調設備の導入</li> <li>・インバーター制御やCO2感知センサーを用いた換気設備の採用</li> <li>・ヒートポンプ式給湯器の採用</li> <li>・高効率LED照明の採用</li> <li>・照明の明るさセンサーや人感センサーの採用</li> <li>・トッランナー基準の変圧器の採用</li> </ul>                                                     |

## 第5章 概算整備費及び事業手法

### 1. 概算整備費

#### (1) 概算整備費

こどもセンターの概算整備費は、建設工事費の約32.9億円を含んで、かつその他建設予定地の整備に係わる費用や設計費等を算定した結果、約37.6億円程度となる見込みです。

なお、施設整備費は現時点での概算であり、今後さらに具体的な検討を進めていく中で変更となる可能性があります。

【図表27】 建設工事費の積算の考え方

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事費単価<br>の算出方法  | $\left[ \begin{array}{c} \text{令和2年度に整備} \\ \text{した公共施設の建} \\ \text{築単価} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{ZEB Ready への対応} \\ \text{(省エネルギー基準相当の建} \\ \text{物に比べ約9～18\%の建築} \\ \text{費増)} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{物価補正} \\ \text{(建築資材物価指数)} \end{array} \right]$ |
| 建設費を求め<br>る前提条件 | 延床面積 約4,500㎡<br>外構面積 約3,900㎡                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

【図表28】 概算施設整備費

| 概算施設整備費                                                           | 約37.6億円程度 |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| 整地に係わる工事費<br>(測量等調査、樹木伐採、造成等)                                     | 約2.5億円    |
| 基本設計・実施設計                                                         | 約1.2億円    |
| 工事監理・設計意図伝達・工損調査等                                                 | 約1億円      |
| 建設工事費                                                             | 約32.9億円   |
| ※ただし、電線共同溝の工事費が今後加算される。<br>※導入するシステムや設備・什器等は今後の検討事項のため上記には含んでいない。 |           |

## (2) 国の補助制度等の活用

現時点で整備の際に想定される国庫補助金及び市債は下記のとおりです。引き続き有利な財源について検討します。

【図表29】国の補助制度等の概要

| 名称                        | 市債の充当率又は国庫補助金の額                                                                                     | 地方交付税措置   |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 児童相談所                     |                                                                                                     |           |
| 【市債】<br>施設整備事業(一般財源化分)    | 廃止前の要綱に定める交付基礎額によらず、対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額の100%                    | 元利償還金の70% |
| 【市債】<br>一般単独事業            | 90%                                                                                                 | 元利償還金の50% |
| 一時保護施設                    |                                                                                                     |           |
| 【国庫補助金】<br>次世代育成支援施設整備交付金 | 国が定める交付基礎額と、対象経費の実支出額と総事業費から寄附金等の収入額を控除した額とを比較して少ない額に2分の1を乗じた額を比較して少ない方の額(※令和2年以降交付基礎額を2倍にする特例措置あり) |           |
| 【市債】<br>一般補助施設整備等事業       | 90%                                                                                                 | 元利償還金の50% |
| こども家庭センター、地域子育て支援センター     |                                                                                                     |           |
| 【国庫補助金】<br>次世代育成支援施設整備交付金 | 国が定める交付基礎額と、対象経費の実支出額と総事業費から寄附金等の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を比較して少ない方の額                         |           |
| 【市債】<br>社会福祉施設整備事業        | 80%                                                                                                 | 無し        |
| ファミリー・サポート・センター、教育相談センター  |                                                                                                     |           |
| 【市債】<br>子ども・子育て支援事業       | 90%                                                                                                 | 元利償還金の30% |

## (3) ライフサイクルコスト

LCC(Life Cycle Cost)とは、設計・施工工事費などのイニシャルコストと、運営管理費や光熱水費、改修・修繕費などのランニングコストを含めた建築物に係る全ての費用のことです。建物の全体的なコストを理解することで、建物の寿命や耐久性を最大限活用し、経済的・環境的な負担を軽減することができます。LCCを抑えることは、建物の持続的な運用や環境負荷の低減に直結します。

省エネルギー対策や運営管理の効率化、適切なメンテナンス計画などを通じたLCCの低減について、基本設計・実施設計の中で検討していきます。

## 2. 事業手法

本事業を実施するにあたり想定される事業方式は「従来方式」「PFI－BT方式」「DB方式」であり、これらを以下のような評価項目で比較検討を行いました。

【図表30】各事業方式の評価

| 評価項目            |                                | 従来方式    | PFI-BT方式       | DB方式           |
|-----------------|--------------------------------|---------|----------------|----------------|
| 新たな事業機会の創出      | ①民間事業者による創意工夫の発揮の余地はあるか        | △       | ○(余地は少ない)      |                |
|                 | ②民間事業者の参画可能性はあるか               | ○       | △              | △              |
|                 | ③事業の競争性はあるか                    | ◎       | ○              | ○              |
|                 | ④民間事業者の参画による事業の質的向上の可能性はあるか    | ○(優劣なし) |                |                |
|                 | ⑤公共と民間の間でリスクの明確化及び適切なリスク分担が可能か | ○(優劣なし) |                |                |
|                 | ⑥法令上の制約はない                     | ○(優劣なし) |                |                |
| 財政的メリット         | ⑦交付金等による市の財政負担軽減の可能性           | ◎       | △              | △              |
|                 | ⑧費用の削減もしくは収入の増加が見込めるか          | △       | ○              | ○              |
| 事業実施上の課題        | ⑨事業実施に適切な検討時間を確保できるか           | ○(優劣なし) |                |                |
|                 | ⑩事業を実施する上で、デメリットとなり得る事項はないか    | ◎       | ○              | ○              |
| 定性評価結果          |                                | ◎       | ○              | ○              |
| 定量評価結果(VFM(試算)) |                                | —       | 1.1 億円<br>7.0% | 1.4 億円<br>9.2% |

事業方式ごとに定量評価を行った結果「PFI－BT方式」「DB方式」において、一定のVFMが発現する結果となりました。

しかしながら、児童相談所に関しては、全国的にPPP/PFIによる整備事例が極めて少ないことから、必ずしも民間事業者に専門的な知見や技術が蓄積されているわけではないと考えられます。

そのため、こどもセンターの整備にあたっては、民間事業者に設計・施工を一括して発注し、ある一定の自由度を持たせて委ねるより、本市が主体となり児童相談所関係者から直接アドバイスをもらいながら、設計・施工を進めていく方が、より良い施設整備ができると考えられます。

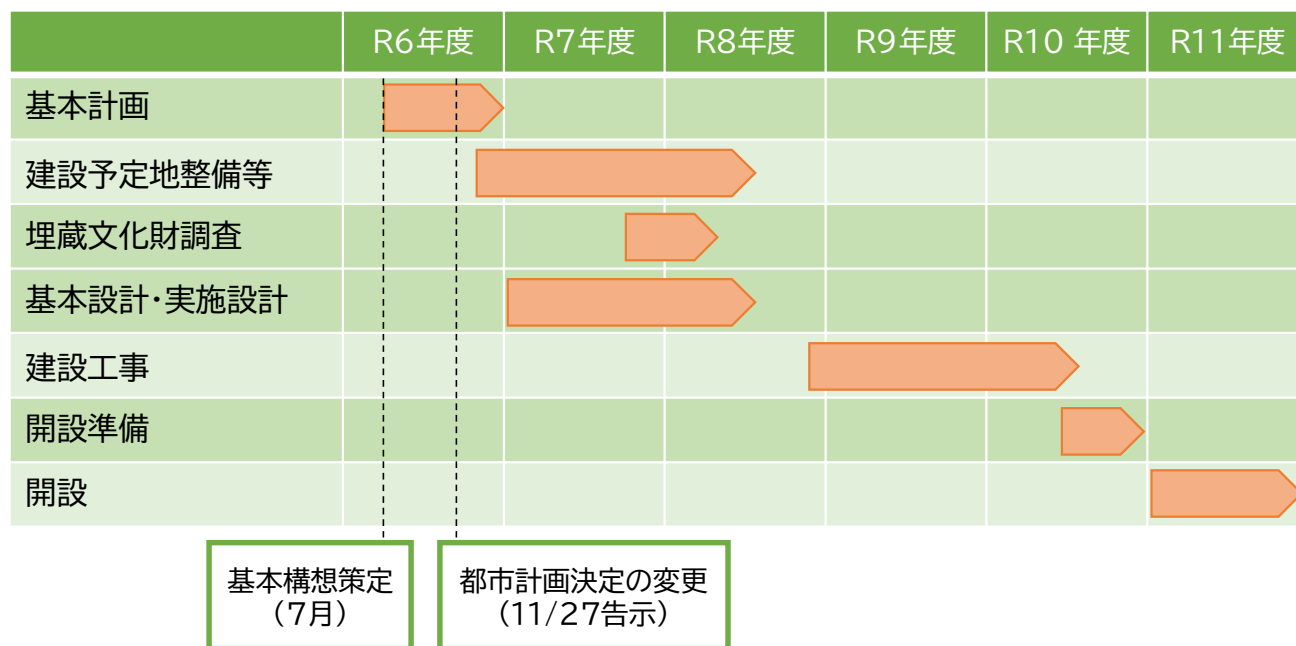
よって、本事業の事業手法は「従来方式」を採用します。

## 第6章 開設に向けた業務

### 1. 事業スケジュール

こどもセンターは、令和11年度当初までの開設を目指します。開設に向けたスケジュールは下記のとおり予定しています。

【図表31】事業スケジュール(予定)



### 2. 開設に向けて検討すべき事項

#### (1) 県から移譲される業務

本市が児童相談所を設置することで、児童相談所業務以外に里親に関する事務や療育手帳に係る判定事務等、各種事務が県から移譲されます。遺漏がないよう進めていきます。

#### (2) 要保護児童対策地域協議会

本市では、平成18年に宮崎市要保護児童対策地域協議会を設置して以降、関係機関との連携強化を図るため、適宜協議会の構成機関を追加してきました。

子どもと家庭に関係する機関が連携して、児童虐待の予防や早い時期から支援が必要な家庭に、適切な保護者支援を行っていくための組織として、今後も参加機関の追加や関係機関の積極的なかわりを促す工夫等、機能強化と活性化に取り組む必要があります。

こども家庭センターが要保護児童対策地域協議会の調整機関として、個別ケースの情報整理や関係機関との連絡調整、ケース会議の開催、各機関の役割分担の調整等を担いますが、新たに設置する児童相談所と協働した取り組みにより、宮崎市要保護児童対策地域協議会の拡充を進めていきます。

### (3) 社会的養護の基盤づくり

---

社会的養護とは、保護者のない児童、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことです。

平成28年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。

この理念に基づき、令和7年3月には、宮崎県社会的養育推進計画も策定される予定であり、本市としても、県の策定する社会的養育推進計画に沿って、家庭での養育が困難な子どもたちへの支援が適切に行えるよう、児童相談所開設前から、家庭養育を可能とする体制づくりを進めていくことが重要です。

そのため、里親に関する普及啓発、また、現状の市が行う児童福祉サービスのさらなる充実を図るため、市内に存在する社会的養護施設や里親等の積極的な活用を図りながら、社会的養護施設等との円滑な連携が行える取り組みを進めていきます。

### (4) 子どもアドボカシーの保障のための環境整備

---

子どもアドボカシーとは、子どもの権利を守ることを目的として、子どもの意見や考えを尊重し、子どもが自分の思いや意見を表明できるよう支えることを指します。

児童福祉法等に定めがあるように、子どもが自身の権利を知ったうえで必要な支援を求めることは、全ての子どもに等しく機会が保障されるべきものです。その中でも、発達過程にある子どもが、適切でない養育環境にいる場合や権利が制約される状況にある場合には、特段の配慮が求められます。

令和4年の改正児童福祉法において、子ども家庭福祉の分野、特に児童相談所が関わっている社会的養護下にある子どもについては、一時保護や里親委託等、養育環境を左右する重大な決定が行われるタイミングで児童相談所長等が意見聴取を行うことが義務化されました。加えて、ひとりでは意見等の形成・表明が困難な子どもに対して、意見形成及び表明の支援を行う専門的人材の確保など、全ての子どもの意見表明権等を保障するため、意見表明等支援事業の導入に努めることとされました。

そのため、本市においても子ども最善の利益を保障するため、県の協力を得て、児童相談所職員に対する子どもの権利に関する研修や子どもの意見を聴くためのコミュニケーションスキルに関する研修などを実施するとともに、外部の団体等と連携し「子どもの声を聴く」「子どもが思いや意見を安心して表明できる」環境の整備を進めていきます。

### (5) ICTの活用

---

こどもセンターに設置する機関が行う業務は、子どもやその家庭の状況に合わせて、きめ細やかな支援を行っていくことが求められるため、センター内の各機関、また必要に応じて外部の関係機関との迅速な情報共有が不可欠になります。

また、作成する書類や相談・支援記録等は、迅速かつ正確であることが求められますが、日々相談や支援などの対応に追われる中で、迅速かつ正確に記録等を作成することは、時間的・精神的に大きな負担となっています。そのため、ICTを活用した記録作成や情報共有システム等に加え、先進自治体を取り入れているICTツールの活用についても積極的に検討していきます。

また、一時保護施設内における教育の実施においても、タブレット学習やオンライン授業の導入等によ

り、子どもの個々の状況に応じた学習ができるよう検討していきます。

【図表32】ICTの活用事例

| システム名(実施自治体)                     | 概要                                                                                                               |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電話対応支援システム<br>(江戸川区)             | 電話での通話音声を実タイムにテキスト化し、相談記録の入力作業負担を軽減するとともに、内容に応じたガイダンスの表示やモニタリング機能の活用により相談業務を支援するシステム                             |
| AI 児童虐待・児童相談<br>対応支援システム<br>(港区) | 児童虐待・相談の訪問先でタブレット(iPad)を活用し、けが等の写真データや対応状況を児童相談所のSV、職員等とリアルタイムで共有することで、正確な情報に基づいて、緊急性の判断や支援方針の決定を行うなど業務を補完するシステム |

## (6)職員の確保・育成

児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士、児童指導員等の様々な専門職の配置が必要であり、高い専門性とスキルが求められます。

児童相談所の開設にあたり、専門職の確保と育成及び指導教育を行うスーパーバイザーの確保と育成が大きな課題となるため、引き続き経験者の採用や他自治体への派遣研修を積極的に進めていきます。

また、児童相談所開設後については、専門職ごとに研修体系を整備するとともに、より実践的なスキルを習得できる研修の充実を図ります。

なお、児童虐待相談対応件数の増加に伴い、直接子どもやその保護者等の対応にあたる児童福祉司や児童心理司等の心身への負荷は増大しています。職員がメンタルヘルスに不調をきたすことなく、健康に働き続けることができるよう定期的かつ継続的に職員をケアする仕組みづくりや休暇取得、研修受講なども十分に可能となるような人員体制の確保を進めていきます。

## (7)外部委託について

こどもセンターの管理運営にあたっては、施設全体の警備、清掃、植栽管理と、一時保護施設における調理や洗濯などの一部業務について、外部委託を検討します。

また、子どもや子育て家庭等への支援メニューの充実や迅速かつ適切な相談対応・支援体制の強化が求められる中、職員の業務負担も増大することが予想されることから、業務負担を軽減し、支援を必要とする子どもや保護者に対し、これまで以上に効率的かつ効果的な相談支援の充実を図るため、下記のような事業等の外部委託を検討していきます。

【図表33】外部委託を検討する業務

- ・里親制度の周知及び円滑な里親委託の推進を行う里親フォスタリング事業
- ・子どもの権利擁護を目的としたアドボケート事業(意見表明等支援事業)
- ・家族再統合のための保護者支援プログラム事業
- ・一時保護中の子どもの教育を保障するための子どもの在籍校への送迎サービス 等